

議案第八十八号

福島県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

福島県子どもを虐待から守る条例（令和二年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二條第一項の母子健康包括支援センター）」を「こども家庭センター（児童福祉法第十條の二第一項のこども家庭センター）」に改める。

附 則

- 一 この条例は、公布の日から施行する。
- 二 この条例の施行の日以後において、児童福祉法第十條の二第一項のこども家庭センターを設置していない市町村に対するこの条例による改正後の第十一条第二項の適用については、同項中「こども家庭センター（児童福祉法第十條の二第一項のこども家庭センター）」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）第四条による改正前の母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二條第一項の母子健康包括支援センター」として設置された施設」とする。